

## 新旧対照表

令和 7 年 12 月

三菱 UFJ e スマート証券

### ・ 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」

| 新   | 旧   | 備考   |
|---|---|------|
| <p><b>第 6 条(譲渡の方法)</b></p> <p>1 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> | <p><b>第 6 条(譲渡の方法)</b></p> <p>1 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> | 記載変更 |
| <p><b>第 7 条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p>2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は</p>  | <p><b>第 7 条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p>2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は</p>  | 記載変更 |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものとします。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> | <p>一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものとします。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> | <p><u>第11条（非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き）</u><br/>お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定</p> |
|---|---|---|

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>第<u>1 1</u>条（特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて）</p> <p>第<u>1 2</u>条（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）</p> <p>第<u>1 3</u>条（非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法）</p> <p>第<u>1 4</u>条（非課税口座取引である旨の明示）</p> <p>第<u>1 5</u>条（契約の解除）</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14第<u>23</u>項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第<u>25</u>項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第</p> | <p>める期限までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</p> <p>第<u>1 2</u>条（特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて）</p> <p>第<u>1 3</u>条（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）</p> <p>第<u>1 4</u>条（非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法）</p> <p>第<u>1 5</u>条（非課税口座取引である旨の明示）</p> <p>第<u>1 6</u>条（契約の解除）</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14第<u>22</u>項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第<u>24</u>項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第</p> | <p>記載変更（参照条項の修正）</p> <p>記載変更（参照条項の修正）</p> <p>記載変更（参照条項の修正）</p> <p>記載変更（参照条項の修正）</p> <p>記載変更（参照条項の修正）</p> <p>記載変更</p> |
|---|---|--|

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</p> <p>③ 租税特別措置法第37条の14第<u>23</u>項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14第<u>27</u>項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> | <p>37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</p> <p>③ 租税特別措置法第37条の14第<u>22</u>項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14第<u>26</u>項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> |   |
| <p><u>第16条(合意管轄)</u></p> <p><u>第17条(約款の変更)</u></p> <p>(2019年1月改訂)</p> <p>(2019年8月改訂)</p> <p>(2019年12月改訂)</p> <p>(2021年4月改訂)</p> <p>(2023年11月改訂)</p> <p>(2024年2月改訂)</p> <p>(2025年2月改訂)</p>  | <p><u>第17条(合意管轄)</u></p> <p><u>第18条(約款の変更)</u></p> <p>(2019年1月改訂)</p> <p>(2019年8月改訂)</p> <p>(2019年12月改訂)</p> <p>(2021年4月改訂)</p> <p>(2023年11月改訂)</p> <p>(2024年2月改訂)</p> <p>(2025年2月改訂)</p>  | <p>記載変更（参照条項の修正）</p> <p>記載変更（参照条項の修正）</p> <p>記載変更</p> |
|  |  |   |

(2025年8月改訂)

(2025年12月改訂)

(2025年8月改訂)